**食品関係事業者向けの消費税軽減税率制度説明会**

平成31年（2019年）10月1日から消費税率の10％への引上げと同時に、一部の対象品目（酒類・外食を除く飲食料品と週２回以上発行される新聞）の税率を８％に据え置く消費税軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があり、特に飲食料品を取り扱う事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの準備に相応の時間が必要な場合があります。

　この度、食品関係事業者の方に対して、取扱商品の適用税率（８％か10％か）の考え方（店内飲食と持ち帰りの判定方法を含む。）や税率ごとの区分経理の方法等について、具体的事例を交えて詳しく説明させていただきます。

また、軽減税率制度への対応が必要となる中小企業等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率制度対策補助金」の制度についても、紹介させていただきます。

事業者の皆様が、軽減税率制度の理解を深め、準備を着実に進めていただくための説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

◆日時・場所：平成３０年１２月１１日（火） 13時30分～16時30分（受付13:00～）

和歌山県民文化会館 ３階　特設会議室

(和歌山市小松原通１－１)

◆講　師：大阪国税局　課税第二部 消費税課　職員

◆内　容：１　消費税の基本的な仕組み

２　軽減税率制度の概要

　　　　　　・　対象となる飲食料品について（具体的事例の紹介）

　　　　　　・　店内飲食と外食の基本的な考え方

　　　　　　・　現行の請求書及び帳簿の記載事項との相違点

３　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

　　　　　　・　適格請求書とは何か

　　　　　　・　免税事業者の方との取引について

４　軽減税率対策補助金

　・　レジの導入及び改修に係る補助金制度について

５　質疑応答

◆参加費：**無　料**

◆定 員：**100名**

※定員超過後にお申込み頂いた方には、お断りのご連絡を差し上げます。

◆主　催：和歌山県食品産業協議会

◆申　込：参加申込書に必要事項をご記入の上、下記担当者まで**ＦＡＸ**又はメールにてお申込みください。

参加証の発行や受付完了のご連絡は致しませんので、当日は直接会場にお越し下さい。

複数名参加の際は申込書をコピーの上、お申込み下さい。

◆申込先：和歌山県食品産業協議会 事務局　納屋、米田

　　　　　メール:naya\_k0001@pref.wakayama.lg.jp

　　　　　ＴＥＬ:０７３－４４１－２８１５

 ＦＡＸ:０７３－４３２－４１６１

|  |
| --- |
| **食品関連事業者向けの消費税軽減税率制度説明会（12/11） 参加申込書****＜FAX：073-432-4161＞** |
| **事業者名** |  |
| **住　所** |  |
| **氏　名** |  | **役　職** |  |
| **氏　名** |  | **役　職** |  |
| **E-mail** |  | **Tel** |  |